高浜市長期財政計画

令和6年3月（改訂）

高　浜　市

目　次

１　長期財政計画策定の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２　計画期間等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（１）　計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（２）　対象範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（３）　改訂時期　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３　長期財政見通し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（１）　推計方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（２）　基金積立ての考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（３）　市債発行の考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

４　推計結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（１）　推計結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（２）　持続可能な財政運営の見通しが立たない場合の対応　・・・・・・　13

５　巻末資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
◆長期財政見通し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

１　長期財政計画策定の目的

長期財政計画は、ハコモノ施設やインフラ施設といった公共施設の老朽化問題に対して、施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施するために策定された「高浜市公共施設総合管理計画」の財政的な裏付けとなる計画である。

また、「高浜市公共施設マネジメント基本条例（平成２７年条例第３０号）」の第４条第３項において、市の役割として公共施設総合管理計画と連動した長期の財政計画を策定することとしている。

この長期財政計画は、長期的な財政状況を見通し、将来に向けて持続可能な財政運営を行うことを目的として策定するものである。

２　計画期間等

（1）　計画期間

計画期間は、「公共施設推進プラン及びインフラ施設推進プラン」にあわせ、令和元年度から令和４０年度までとする。

（2）　対象範囲

対象範囲は、一般会計のみとする。

（3）　改訂時期

改訂時期は、原則「高浜市総合計画」の見直しに合わせて実施することとするが、時々の「社会経済情勢の変化」や「行政環境の変化」に応じるとともに、直近の当初予算額、決算額の状況を反映させるため毎年当初予算編成時に所要の見直しを図ることとする。

３　長期財政見通し

（1）　推計方法

・長期財政見通しを作成するに当たり、推計条件を次のとおり設定する。

【歳入】

款	区　分		推計方法等
1	市 税	個　人　市　民　税	・令和６年度当初予算計上見込額から定額減税を控除した額をもとに、生産年齢人口及び 65 歳以上人口の増減率で推計する。
		法　人　市　民　税	・経済の動向が不透明であり、長期的な推計が困難のため、令和６年度当初予算額をもとに横ばいで推計する。
		固　定　資　産　税	【土地】 ・評価替えによる影響を考慮し、令和 6 年度当初予算額をもとに推計する。 【家屋】 ・評価替えによる影響を考慮し、令和 6 年度当初予算額をもとに推計する。 【償却資産】 ・評価替えによる影響を考慮し、令和 6 年度当初予算額をもとに推計する。 【国有資産市町村交付金】 ・令和５年度決算見込額及び県通知をもとに、現状の施設等が継続するものとして、横ばいで推計する。
		軽　自　動　車　税	・令和４年度決算額及び令和５年度決算見込額をもとに、横ばいで推計する。
		市　た　ば　こ　税	・令和４年度決算額及び令和５年度決算見込額をもとに、横ばいで推計する。
		都　市　計　画　税	・固定資産税と同様に推計する。

【歳入】

款	区分		推計方法等
2	地方譲与税	地方揮発油譲与税	・令和６年度当初予算額をもとに、横ばいで推計する。
		自動車重量譲与税	・令和６年度当初予算額をもとに、横ばいで推計する。
		特別とん譲与税	・令和６年度当初予算額をもとに、横ばいで推計する。
		森林環境譲与税	・令和６年度当初予算額をもとに、横ばいで推計する。
3	利子割交付金		・日銀の金利政策等に左右されるため、令和２年度から令和４年度の３ヶ年平均を横ばいで推計する。
4	配当割交付金		・日銀の金利政策等に左右されるため、令和２年度から令和４年度の３ヶ年平均を横ばいで推計する。
5	株式等譲渡所得割交付金		・景気動向に左右されるため、令和２年度から令和４年度の３ヶ年平均を横ばいで推計する。
6	法人事業税交付金		・令和６年度当初予算額をもとに、横ばいで推計する。
7	地方消費税交付金		・令和４年度決算額をもとに、横ばいで推計する。
8	環境性能割交付金		・令和６年度当初予算額をもとに、横ばいで推計する。
9	地方特例交付金		・令和６年度当初予算額をもとに、横ばいで推計する。
10	地方交付税	普通交付税	・不交付を見込む。
		特別交付税	・令和６年度当初予算額をもとに、横ばいで推計する。
11	交通安全対策特別交付金		・令和４年度決算額をもとに、横ばいで推計する。
12	分担金及び負担金		・令和４年度決算額をもとに、個別に収入額を見込む。
13	使用料及び手数料		・令和４年度決算額をもとに、個別に収入額を見込む。

【歳入】

款	区分		推計方法
14	国庫支出金		・令和４年度決算額をもとに、各費目に応じて人口推計を反映するとともに、事業費に合わせて個別に収入額を見込む。 ・公共施設推進プランの事業費に対する国庫補助金を反映する。 ・インフラ施設推進プランの事業費に対する国庫補助金を反映する。
15	県支出金		・令和４年度決算額をもとに、各費目に応じて人口推計を反映するとともに、事業費に合わせて個別に収入額を見込む。
16	財産収入		・令和４年度決算額をもとに、個別に収入額を見込む。 ・令和６年度以降は、高浜豊田病院に対する普通財産貸付収入を見込む。
17	寄附金		・令和４年度決算額をもとに、横ばいで推計する。 ・ふるさと応援寄附金については、令和６年度当初予算額で見込む。
18	繰入金	財政調整基金繰入金	・各年度の財源不足額を繰り入れる。
		公共施設等整備基金繰入金	・公共施設総合管理計画の推進事業に対し、当該年度の財源不足額を勘案し、必要額を繰り入れる。
		奨学基金繰入金	・令和４年度決算額を横ばいで繰り入れる。
		その他基金繰入金	・令和４年度決算額を横ばいで繰り入れる。
19	繰越金		・前年度歳出総額の４％で横ばいとした額に、前年度形式収支を加算して推計する。
20	諸収入		・令和４年度決算額をもとに、横ばいで推計する。
21	市債		・（事業債）普通建設事業に対する借入れを個別に見込む。 ・（臨時財政対策債）普通交付税不交付団体を見込むため０円で推計する。

【歳出】

款	区分		推計方法等
1	人件費	職員給与、職員手当等、共済費	・定年延長の影響を考慮しつつ、定員適正化計画をもとに、今後の見込まれる退職者数と新規採用予定者数等を踏まえて推計する。
		特別職給与、議員報酬など	・令和４年度決算額をもとに、議員定数の減を反映し、個別に見込む。
2	扶助費	生活保護費	・令和４年度決算額をもとに、高浜市人口ビジョンの将来人口推移の総人口の増減率を反映し推計する。
		後期高齢者福祉医療扶助費	・令和４年度決算額をもとに、高浜市人口ビジョンの将来人口推移の後期高齢者人口の増減率を反映し推計する。
		障害福祉サービス等給付費、障害児給付費	・令和４年度決算額をもとに、高浜市人口ビジョンの将来人口推移の総人口の増減率を反映し推計することを基本とする。
		児童手当、子ども医療扶助費	・令和４年度決算額をもとに、高浜市人口ビジョンの将来人口推移の年少人口の増減率を反映し推計する。
		民間保育所運営委託料	・令和４年度決算額をもとに、高浜市人口ビジョンの将来人口推移の年少人口の増減率を反映し推計する。
		その他	・令和４年度決算額をもとに、各費目に応じて高浜市人口ビジョンの将来人口推移の各人口の増減率を反映し推計する。
3	公債費		・既存の借入金及び令和５年度・令和６年度発行見込分については、償還予定額をもとに推計する。 ・令和７年度以降は、公共施設推進プランやインフラ施設推進プランの借入予定額を踏まえて推計する。 ・今後の借入利率については金利変動リスクを考慮し、原則として借入利率 1%、償還 20 年（据置３年）で推計する。（令和４年度の平均借入利率は 0.3%程度）
4	普通建設事業	補助事業	・公共施設推進プランやインフラ施設推進プランなど、国の補助対象となる事業費を積み上げて推計する。 ・学校、幼稚園の空調設置については、設置後 15 年ごとの更新を見込む。
		単独事業	・公共施設推進プラン等のうち、市単独事業に係る普通建設事業費を積み上げて推計する。

【歳出】

款	区分		推計方法等
5	災害復旧事業		・枠取りとして、100 万円を横ばいで推計する。
6	物件費		・令和４年度決算額をもとに、原油価格高騰及び物価高騰の影響を反映し、個別に事業費を見込む。 ・公共施設推進プランによる増減額を反映する。
7	維持補修費		・令和４年度決算額をもとに、今後予定されている事業費を踏まえて推計する。
8	補助費等		・令和４年度決算額をもとに、個別に事業費を見込む。
9	出資金貸付金		・令和４年度決算額をもとに、横ばいで推計する。
10	積立金	財政調整基金積立金	・原則、前年度の形式収支を積み立てる。なお、当該年度に財源不足額が生じる場合は調整する。
		公共施設等整備基金積立金	・原則、当該年度に財源不足が生じない範囲で、約 10 億円を目標に積み立てを行うこととする。
		その他	・基金積立金の財源となる寄附金等が不透明であるため見込まない。
11	繰出金	国民健康保険事業特別会計繰出金	・令和６年度当初予算額をもとに、個別に推計する。
		介護保険特別会計繰出金	【保険勘定】 ・第 8 期介護保険事業計画における高齢化率等をもとに、個別に推計する。 【サービス勘定】 ・令和６年度当初予算額をもとに、個別に推計する。
		後期高齢者医療特別会計繰出金	・令和６年度当初予算額をもとに、個別に推計する。
		その他	・令和６年度当初予算額をもとに、個別に推計する。
12	予備費		・予備費での執行はないため、０円とする。

（2） 基金積立ての考え方

①財政調整基金

〇財政調整基金とは、市財政の年度間における財政調整を行うための基金である。
〇財政調整基金の残高の目安は、一般的に標準財政規模（令和５年度普通交付税算定時：10,243 百万円）の 10%程度と言われているため、本市では 10 億円が目安となる。しかし、過去にはリーマンショックの影響で財政調整基金が 10 億円減少したことを踏まえ、本市の目標とする財政調整基金残高は、20 億円（標準財政規模の 20%程度）とする。
〇財政調整基金の令和５年度末現在高（令和５年度３月補正予算反映後）は約１６億円であり、この水準をやや下回っている。

②公共施設等整備基金

〇公共施設等整備基金とは、市が行う公共施設等の整備に要する経費に充てる基金であり、平成 21 年４月に設置した基金である。
〇公共施設等整備基金の令和５年度末現在高（令和５年度３月補正予算反映後）は約１億６,６００万円である。
〇今後は、「高浜市公共施設総合管理計画」に基づき必要な額を確保していく必要がある。

③基金積立ての考え方

〇基金の積立てに関しては、地方財政法第７条の規定に基づき、一般会計決算の実質収支額の２分の１以上を翌年度までに財政調整基金、又は公共施設等整備基金に積み立てるように努める。
〇財政調整基金については、急激な景気悪化に対応するために 20 億円を目標とし、最低 10 億円を維持するよう積立て、取崩しを行う。
〇公共施設等整備基金については、「高浜市公共施設総合管理計画」に基づき必要な額を確保する必要があるため、今後減少した場合は、約 10 億円を目標に積み立てを行う。

④基金年度末残高の推移

（単位：百万円）

基　　金	実績			推計	
	R2	R3	R4	R5 補正	R6 当初
財 政 調 整 基 金	2,080	1,973	1,809	1,620	946
公共施設等整備基金	566	431	267	166	103
合　　計	2,646	2,404	2,076	1,786	1,049

基　　金	推計				
	R7	R11	R14	R18	R22
財 政 調 整 基 金	905	1,082	1,725	1,840	1,718
公共施設等整備基金	0	60	105	165	225
合　　計	905	1,142	1,830	2,005	1,943

基　　金	推計				
	R26	R30	R34	R38	R40
財 政 調 整 基 金	1,758	1,411	1,392	1,429	1,583
公共施設等整備基金	285	345	405	465	480
合　　計	2,043	1,756	1,797	1,894	2,063

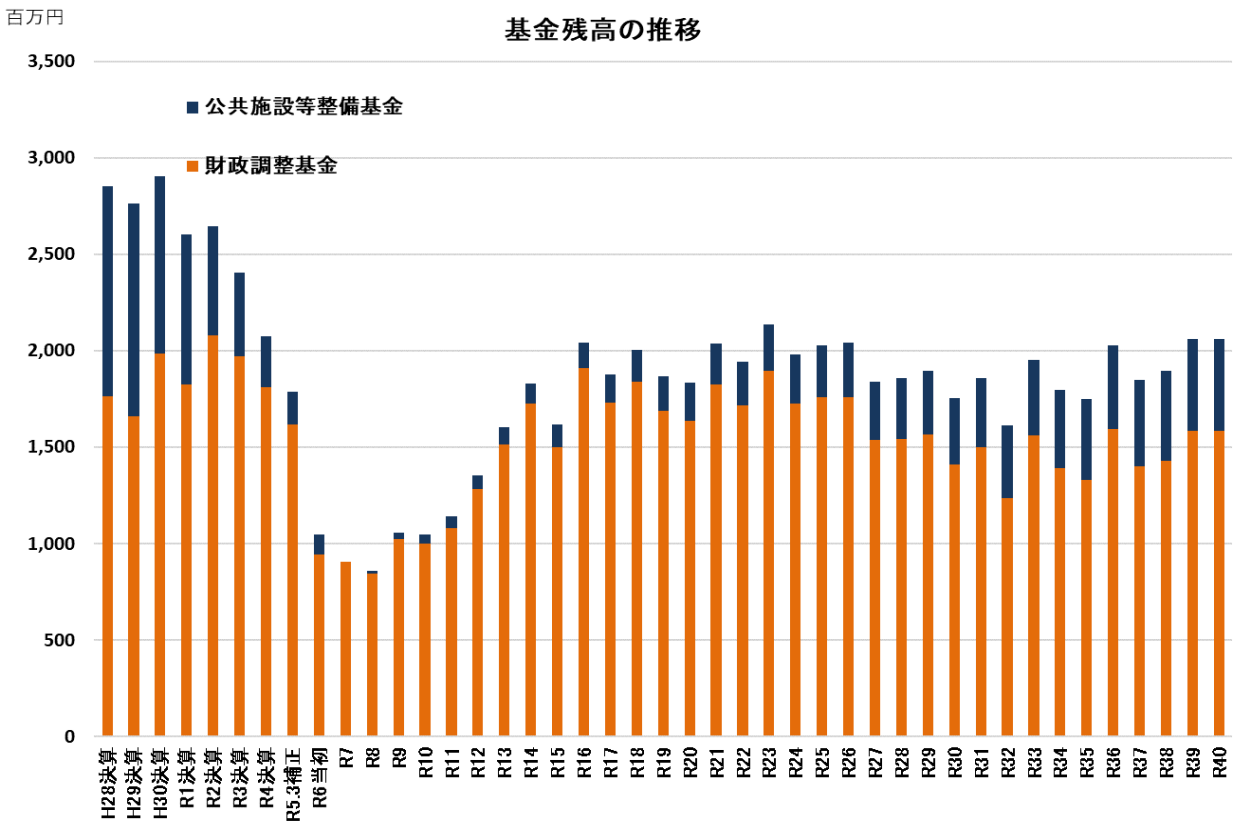

（3） 市債発行の考え方

①市債

○市債は、公共施設の建設事業など単年度に多額の財源を必要とする事業において、一般財源の不足を補完する機能、財政負担の平準化、及び世代間の負担の公平を調整するという機能を持っている。

○市債は、今後の公共施設の整備を見据えると、必要不可欠な財源調達方法であり、活用せざるを得ない状況にある。

②市債発行の考え方

○市債の乱発は財政状況の悪化につながる。

○市債の発行に当たっては、適債性があることや普通交付税基準財政需要額に算入されるなどを考慮した上で、市にとってメリットがあるものを最優先に活用していくこととする。

○あわせて今後の財政見通し、プライマリーバランス、金利などの社会情勢を含め、総合的に判断して借入を行っていく。

③市債残高（一般会計）の推移

（単位：百万円）

市債（一般会計）	実績			推計	
	R2	R3	R4	R5 補正	R6 当初
借入額	1,648	372	491	1,679	874
返済額	726	729	939	974	984
年度末残高	9,936	9,579	9,132	9,837	9,727

市債（一般会計）	推計				
	R7	R11	R14	R18	R22
借入額	1,386	1,449	530	443	444
返済額	911	774	690	862	911
年度末残高	10,202	11,911	12,727	13,038	12,275

市債（一般会計）	推計				
	R26	R30	R34	R38	R40
借入額	775	1,179	251	1,255	1,019
返済額	985	954	791	657	661
年度末残高	12,067	10,892	8,848	9,816	10,544

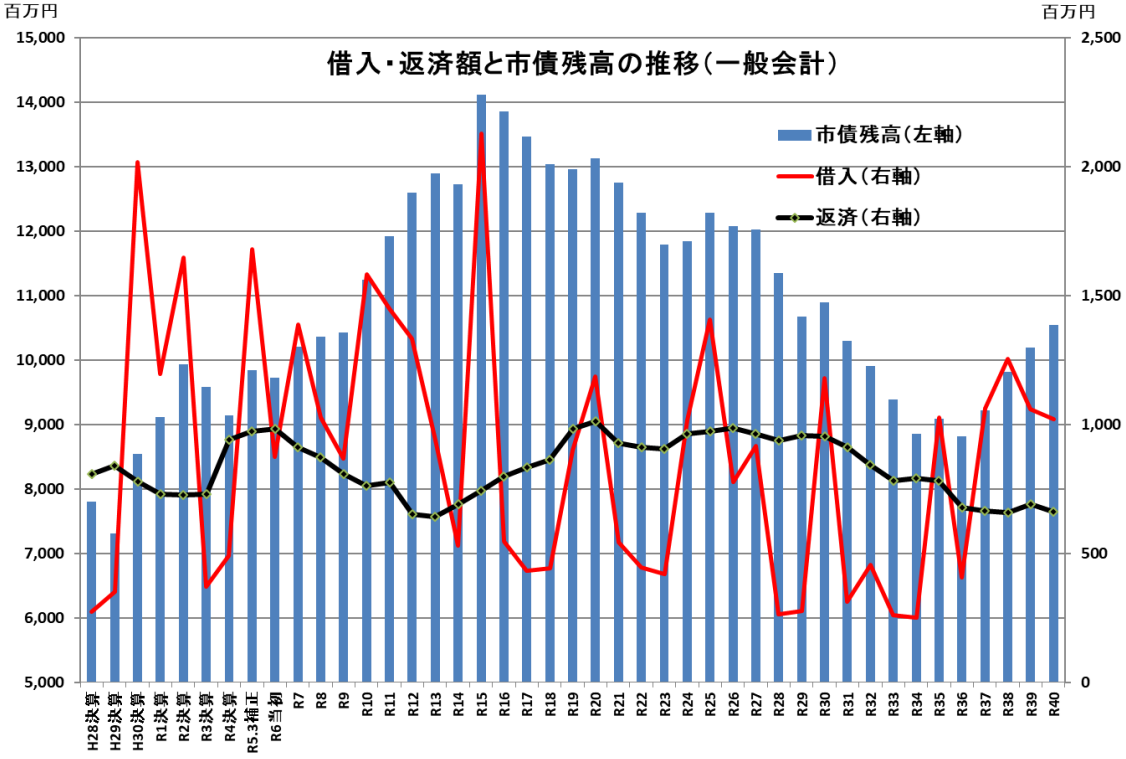
借入・返済額と市債残高の推移（一般会計）
百万円
百万円
15,000
14,000
13,000
12,000
11,000
10,000
9,000
8,000
7,000
6,000
5,000
2,500
2,000
1,500
1,000
500
0
市債残高（左軸）
借入（右軸）
返済（右軸）
H28決算
H29決算
H30決算
R1決算
R2決算
R3決算
R4決算
R5.3補正
R6当初
R7
R8
R9
R10
R11
R12
R13
R14
R15
R16
R17
R18
R19
R20
R21
R22
R23
R24
R25
R26
R27
R28
R29
R30
R31
R32
R33
R34
R35
R36
R37
R38
R39
R40

４　推計結果

（1）　推計結果

○「高浜市公共施設総合管理計画」に基づき、「公共施設推進プラン」及び「インフラ施設推進プラン」に取り組んだ場合においても、「財政調整基金」は令和４０年度末まで枯渇することなく、持続可能な財政運営を行うことができるという推計結果となった。

○ただし、令和６～８年度に財政調整基金残高は目安となる１０億円を一時的に下回ることとなるが、令和９年度以降は回復していく見通しである。

○そのような見通しにおいても、将来に向けて持続可能な財政運営をより堅実なものにしていくために、全体の事業費の見直しを行っていくことはもちろんのことだが、小中学校、幼稚園及び保育園の大規模改修を優先的に行い、状態の良い施設は計画で定められた改修や修繕を後年に遅らせる。

（2）　持続可能な財政運営の見通しが立たない場合の対応

○次の状況になると見込まれる場合には、行財政改革に着手し抜本的に経費の削減を図り緊急に対応する。

①リーマンショック時のような急激な景気の落ち込みや企業転出などの要因により著しく市税収入が減少するとき。

②財政調整基金が１０億円を継続的に下回ると見込まれるとき。

５　巻末資料

・長期財政見通し